



生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置 (生産性向上設備投資促進税制)の概要

 熊本電気工業株式会社

kumamoto electric industrial





シャインブライトのシステムで設備投資減税が大幅に拡充！ 即時償却が可能になりました。

1. 経済産業省資料

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/setsumeikai140120.pdf

※上記資料を参照の上、下記資料をご確認ください。

2. 制度の概要

- (1) 青色申告法人に限る。
- (2) 業種による条件はない。
- (3) 資金規模による制限はない。
- (4) 新品に限る。
- (5) 貸付用を除く。
- (6) 産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に該当する一定規模以上のものであること。

3. 生産性向上設備について

(1) 次のいずれかの要件を満たすものをいう。

① 先端設備

処理実行者……メーカー

確認者……工業会等

② 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備として競争力強化法に規定するもの

処理実行者……ユーザー

確認者……経済産業局

(2) 取得価額等

① 機械装置

1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

② 建物・建物付属設備・構築物

それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの

(それぞれ一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。)

③ 上記以外

省略





4. 先端設備の要件

次の(1)及び(2)のいずれにも該当するもの

- (1) 最新モデルであること
- (2) 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものであること
 - ① 生産性とは、単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率などをいう。
 - ② 年1%以上向上とは、例えば、現行製品の5年前に直前モデルが販売開始された場合は、直前製品に比べて5%以上向上していることが要求される。
 - ③ 生産性が年平均1%以上向上することについては、各設備を担当する工業会等がメーカーから申請を受けて確認する。

5. 生産性が1%以上向上することの具体的な指標は、工業会が判断する。

- ① 比較は、同じメーカー内の新旧モデルで行う。
- ② 新旧モデルを区分する「モデル変更」は、機能や構造などの大きな変更が行われた場合を対象とし、デザインの変更など機能面に影響を与えないようなものは「モデル変更」に該当しない。
- ③ 新しく開発した製品であるため、比較対象とする旧モデルが全く存在しない場合は、最新モデルであることだけが要件となる。

6. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件

- (1) 「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」とは、生産性の向上に係る要件を満たすことにつき経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具器具備品、建物、建物付属設備、構築物及びソフトウェアをいう。
- (2) 対象となる設備は、その投資計画に記載されている設備で、その事業者にとって投資目的を達成するために必要不可欠なものとする。
- (3) 「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」については、機械装置、工具器具備品、建物、建物付属設備、構築物及びソフトウェアについて、構造・用途や細目による制限はない。
- (4) 生産性の向上に係る要件は、投資計画における年平均の投資利益率が5%以上(中小企業者等でない場合は15%以上)であることが見込まれることについて、経済産業大臣(実務上は経済産業局)の確認を受けたものであることとされる。投資利益率は、個々の設備ごとでなく、投資計画全体で判定する。





$$\text{平均の投資利益率} = \frac{\text{「営業利益} + \text{減価償却費（※1）」の増加額（※2）}}{\text{設備投資額（※3）}}$$

会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

※3 設備の取得等をする年度におけるその設備の取得価格の合計額

- (1) 営業利益の増加額は、投資によって原価や費用の減少が見込まれる場合は、その減少額が基準となり、投資によって売上額の増加が見込まれる場合は、その増加額から原価等の変動費を控除した額が基準となる。
- (2) 投資計画の策定単位は、投資利益率を算定するための合理的な単位を判断して決める。
- (3) 投資計画における投資利益率が5%以上(中小企業者等でない場合は15%以上)であるかどうかは、申請者が作成する簡素な設備投資計画を、税理士又は公認会計士がチェックし、経済産業大臣が確認することによって行う。
- (4) 具体的な処理は、各地域の経済産業局が行う。
- (5) 経済産業大臣の確認を受けてから設備を取得する。





所見

(1) 資産の種類

シャインブライトは取得者にとって機械装置には該当せず、建物付属設備に該当すると考えられます。

(2) 生産性向上設備の要件について

「先端設備」又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備として競争力強化法に規定するもの」のいずれかを満たすことが必要となります。

※書類につきましては、弊社より日本照明工業会には提出することができます。

詳しいお問い合わせ

熊本電気工業株式会社

角町 修

電話0952-53-1088

メール o.tsunomachi@kumamotodk.co.jp

難しい書類など、当社で制作致します。

この制度を、活用して省エネを行った導入事例です。50%以上の省エネは勿論 照度UPを実現！！

